

国営計第 187 号
国営整第 203 号
国営設第 173 号
令和 8 年 3 月 31 日

大臣官房官庁営繕部 計画課長 殿
整備課長 殿
設備・環境課長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計 画 課 長
整 備 課 長
設 備 ・ 環 境 課 長
(公印省略)

営繕工事における猛暑対策の取組について

近年、夏の猛暑は厳しさを増し、今後も続くと想定される中、営繕工事における一層の猛暑対策が求められている。

建設工事における猛暑対策については、令和 7 年 12 月に、施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情を考慮し、最新技術を活用した多様な働き方の実現を支援する「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」が策定されたところである。

本パッケージを踏まえ、営繕工事において取り組む猛暑対策について、下記のとおりとりまとめたので通知する。

なお、積雪寒冷地においては、猛暑対策を実施することにより、現場施工が困難な冬季に工事が集中しないよう配慮すること。

記

1. 対象工事

国土交通省直轄営繕工事とする。

2. 猛暑期間の考え方

猛暑期間は、気象条件、作業環境等を踏まえ、工事ごとに設定し、現場説明書に

その期間を明記するものとする。環境省が観測し公表する、工事場所近傍の観測地点における過去5年間のWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）を確認し、8時から17時までの間で31以上が観測された日を、猛暑期間の始期または終期の目安とする。

3. 猛暑期間・猛暑時間を回避した工事発注

(1) 猛暑期間を回避した工事発注

工事発注に当たっては、猛暑期間の現場施工を回避した工事発注に努めるものとする。

工期に猛暑期間が含まれる可能性がある場合には、事業全体の工程や工事の重要度等を踏まえ、熱中症のリスクが高い作業（屋外での作業等）が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で工期を調整するものとする。例えば、工期の短い改修工事等において、作業環境や作業内容を考慮した熱中症リスクの高い作業が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で発注時期や余裕期間、後片付け期間等を調整するものとする。

また、引き続き「営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について」（令和6年3月22日付け国営計第173号、国営建技第14号）に基づき、過去のWBGT値をもとに、猛暑による作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更することとする。

(2) 猛暑期間を休工可能とする工事にかかる要望の把握

猛暑期間を休工可能とする工事発注の検討に当たり、営繕工事の特性を踏まえた休工の効果について、業界要望等を把握する。

(3) 猛暑期間・猛暑時間における現場施工回避

猛暑期間・猛暑時間の現場施工を回避しやすくするため、休工期間、作業の開始時間及び終了時間等を、監督職員と協議を行うことが可能な旨を設計図書に明示するものとする。

（現場説明書記載例）

・ 施工中の安全確保

熱中症予防対策の一環として、猛暑期間（●～●月）の現場施工の回避を行う場合、休工とする期間等を監督職員と協議することができる。また、猛暑時間の現場施工の回避を行うため、作業の開始時間及び終了時間等について監督職員と協議することができる。

(4) 適切な設計図書の作成

設計不足や関係機関との未協議、直接仮設等の未計上等により、当初発注時に見込んだ猛暑期間の工事内容や工事量が変わること、また、入札時に受注者が予定した工程が遅延することにより、猛暑期間・猛暑時間中の現場施工の回避が実現できなくなることを防ぐため、現場作業条件などを踏まえた適切な設計図書作

成に努めること。

4. 効率的な施工、作業環境の改善

(1) 生産性向上技術の活用

「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」（令和2年3月31日付け国営計第153号、国営整第170号、国営設第193号）により、生産性向上技術の積極的な活用を図り、建設生産プロセス全体における生産性向上に取り組む。生産性向上技術の活用により、省人化や現場施工の効率化が実現されることで、猛暑下での作業が削減され、熱中症対策に資するよう、引き続き取組を進める。

(2) 作業環境の改善

作業環境の改善を図るため、総合評価落札方式において、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策を入札者から技術提案として求め、提案された場合は、採否を検討の上、必要に応じて採用する。

5. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(1) 熱中症等に係る経費

「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上する。

また、「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和5年3月29日付け国営計第188号、国営積第12号、国営建技第17号）に基づき、「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上する。

(2) 直接工事費

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算（試行）を実施する。試行の詳細については、別途通知する。

以上